



交通事故撲滅を誓う

— 交通指導隊の町長査閲 —

町交通指導隊の町長査閲が、4日午前8時50分から役場庁舎前で行われました。

交通事故による犠牲者が毎年ふえてるなかで、当町では隊員の努力により減少してきており、その果す役割は関係者から高く評価されています。隊員は、今年もその機能を十分に発揮しながら、交通事故撲滅に努力することを誓っていました。

人口と世帯数

(住民基本台帳による)

	12月31日現在	(前月比)
総人口	25,566人	(48人増)
男	12,505人	(25人増)
女	13,061人	(23人増)
世帯数	7,135世帯	(7世帯増)

今年は所得の向上など四本を柱に

『仕事始めて出川町長語る』

職員は研さんを重ね住民奉仕を

出川町長は、仕事始めの五日午前九時半から三十分にはわたり、全職員を前に年頭の所感を述べた。
あいさつの中で、「今年には町民所得の向上、教育の充実、健康の増進、社会福祉の充実など、四本の柱を目標に掲げるとともに、住居表示や水田再編の重点施策。また、職員には町民への奉仕と経費の節約」など、およそ次のように述べた。

まずはじめに、職員にのぞむことは、役場固有の仕事のほか、国、県から移管されている事務等も含めて、いずれも自分のものとして十分消化し、迅速な行動で町民の期待に応えるようがんばってほしいと思います。

さて今年の決意として、四本の

柱を目標に掲げたいと思います。

まず第一に、町民所得の向上を図っていききたいと思います。それには、産業の振興等いろいろありますが、水田再編にしても米が余っているから作るな...という消極的な施策でなく、不足している米以外の作物の定着を図るため、農業団体等と連携をと

りながら進めていきたいと思ひます。

商工関係にしても、当町の場合、製材、珪藻土、縫製など、一次加工のなきわめて付加価値の少ない企業が多いのが現状です。

工場を誘致することも大切なことですが、それよりも町と

しては、付加価値の高い企業を育てていくためにも、地元企業の二次、三次加工的なものに意を尽し、それが町民所得の向上につながればと考えます。

次に、文化・教育の充実としては、学校施設の整備、社会教育の場としての公民館、体育館、さらには地域におけるセンター等の有効な活用を図っていききたいと思います。

第三点は、町民の健康増進です。町立の病院を持たない当町としては、中央病院などの医療機関への側面の援助を行うとともに、病気の早期発見、早期治療をめざした各種検診により一層の充実を図っていききたいと思います。

次に、社会福祉については、現在の日本の福祉は年金、老人医療費の無料化等、少しばかり狭義的なところがあるように思われます。

与える、という福祉からもっと積極的な福祉、たとえば交通事故による被害者ひいては加害者、火災に焼け出された人、風水害による被害者など、貧苦の環境に置かれる立場の人を、いかに未然にくすかという事です。

今の福祉施策ももちろん大切なことですが、防災に勝る福祉はない...と考えます。

また、五十六年度の重点施策としては、国道一〇五号バイパスの用地買収の促進、四年越しになつております住居表示の実現、都市計画街路の決定、農道整備事業（小糠沢線、彦四郎沢線、坊沢農免）地籍調査、さらに水田再編の関係では、米以外の作物を一時的なものとしないうちに、農業関係団体等とともに転作物の定着化による自給率の向上に、相当のエネルギーをそそぐ必要があると思ひます。

また、簡易水道事業については、綴子は七月中に完成の予定であります。五十七年度からは七日市・沢口を一本化した簡易水道、摩当については五十六年度中に調査費の計上等、計画のメドをつけたいと考へています。

その他、沢口地区の林業センターの建設、鷹小校舎の改築のほか、財産区管理会については六月頃をメドに廃止し、植林については分収契約を結ぶなど、管理委員等との十分な話し合いのうえ、町で管理していく方針です。

また、町有林は杉に限定せず、三ノほどは栗の植栽も奨めていきたいと考へております。

いづれにしても、職員は常に研さんし、仕事に熟知するとともに、ムダを省き、節約を心がけ、迅速な行動で町民の期待に応えてほしい。—などを述べました。

町長日誌

12月16日～12月31日

議会日誌

12月16日～12月31日

17日	町議会本会議（一般質問） 都市計画道路説明会（あけぼの町）
18日	町議会本会議（一般質問） 北秋中央病院運営委員会
19日	建設水道常任委員会
20日	財産区連絡協議会
22日	建設水道常任委員会
23日	町健康づくり推進協議会
24日	町議会本会議（最終日） 鮮食料品の流通に関する意見交換会
25日	
16日	決算特別委員会
17日	町議会本会議（一般質問） 町議会本会議（二般質問）
18日	町議会本会議（二般質問） 各常任委員会
19日	北秋中央病院運営委員会
20日	総務、教育民生、建設水道常任委員会
22日	教育民生、産業経済常任委員会
23日	建設水道常任委員会（あけぼの町との話し合い） 決算特別委員会
24日	町議会本会議（最終日） 議会報編集委員会
26日	

一月の納税は

町県民税第四期 保険税第六期



威風堂々の出初式

簾内さんら4氏が

有功章を受章



鷹巣消防団恒例の出初式が四日行われ、今年一年間の無火災を誓い合いました。

当日は、午前八時三十分から消防団幹部が鷹巣神社に無火災を祈願、引き続き午前九時から町内パレードにうつり、米代町秋田相互銀行前で出川町長、成田消防団長、木村消防署長、高橋警察署長らの観閲を受けました。

このあと鷹巣公民館ホールで式典を行いました。席上出川町長は「昨年の災害発生に際し、団員の迅速な活躍に対し感謝を述べるとともに、町としても消火栓や防火水そうの新設、消防ポンプ車の更新など、消防施設の整備に務めている。団員のみならず、今後とも住民の生命と財産を守るため、団長を中心に絶えまない訓練にあたり、一朝有事の際は、災害を最少限に食い止めることができるよう、今後とも特段のご健闘をお祈りする」と、あいさつしました。

続いて次の方に有功章、永年勤続章、功労章、優良団員表彰を行いました。

▽有功章＝簾内勲（七座） 戸島与志夫（坊沢） 佐藤昭二郎、佐藤禎一郎（綴子）

▽三十五年勤続章＝簾内勲、武田作雄、簾内清美（七座） 佐藤堅一郎（坊沢） 松岡政夫、松尾猛、松尾道雄（栄）

▽三十年勤続章＝成田藤重（坊沢） 小塚富雄（沢口） 千葉鶴美（七日市）

▽二十五年勤続章＝桜庭寛、桜庭正悦（坊沢）

▽二十年勤続章＝田村竹治、田村

広士、田村一郎（栄） 藤本国郎、藤本辰松（七日市）

▽顕功章＝岩本重義（七日市）

▽功労章＝斎藤武雄（鷹巣） 戸沢文雄、熊谷徳男、戸沢一二三（七座） 津谷幸雄、佐々木幡（坊沢） 藤島文市（綴子）

碓谷仁三郎（栄） 近藤利左エ門、小塚惣一郎、成田勇雄（沢口） 鈴木威、堀部隆一、畠山永太郎（七日市）

▽勤続章＝和田至啓、伊藤孝一、河田堅治（鷹巣） 大川米四（七座） 佐藤秀信（坊沢） 小塚巖、小塚政悦郎、中林藤一郎、神成幸男（沢口） 岩本吉夫（七日市）

▽精勤章＝丹寛美（七座） 桜庭東一（坊沢）

▽七年勤続表彰＝五代儀新一、相馬一夫、成田健一郎、河田儀則（鷹巣） 小笠原秀信、小笠原勇夫（七座） 津谷庄一郎（坊沢） 藤島勝政、高橋清、高橋勝義、太田兵一（綴子） 佐藤嘉雄、小塚勝美、佐藤文信、三浦正美、藤本道忠、藤原孝夫（沢口）

▽優良団員表彰＝佐藤勝雄（鷹巣） 簾内光雄（七座） 成田小左衛門（坊沢） 村上武三、佐藤元一（綴子） 亀山誠（栄） 中島昇悦、藤木久男（沢口） 宮腰栄一、笹代安夫（七日市）

▽機械器具管理優良班＝第二分団 蟹沢班、第五分団 糠沢班

▽消防署長表彰＝綴子大堤、鈴の音少年夜警団（三沢洋団長、団員三十四人）

歳時記

今年

ト リ 年

サル年が去ると次はトリ年。トリ年は、十二支の十番目の「酉」にニワトリをあてはめたものですが、考えてみるとちょっとゆかいなのは、昔「酉の刻」といわれた時刻が、今の午後六時ごろと、その前後約二時間でどう考えても夜明けを告げるニワトリにふさわしくないことです。

また「酉の方角」というのは西の方だそうですが、ニワトリという何となく日の出る方向つまり東の方向が似合うように思えるのですが……。

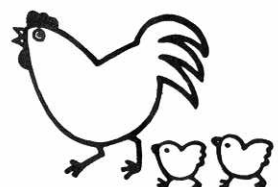
それはともかく、ニワトリと人間とのつき合いはきわめて古く、インドでは紀元前一七〇〇年ごろにはすでに家畜化され、その後各地に広まったといわれていますが、日本には中国、朝鮮半島を経て伝わり、有名な天の岩戸の神話にニワトリが登場していることはよく知られています。

天照大神（あまてらすおのみかみ）が、岩戸にたてこもった時、ほかの神がみが困って常世の長鳴鳥を鳴かせたりして、天照大神を岩戸から出そうとした

話がそれです。それにしてもニワトリは、昔は暁を告げる霊鳥として宗教的に用いられた、また、ヨーロッパやアジア各地では闘鶏として娯楽用に飼われていたことが多く、どちらかというとオンドリが主役でした。もちろん、肉や卵も食べられていたようですが……。

ところが今では、多くのの人にとって卵が朝食に欠かせないものになり、メンドリ主役の時代になりました。とくに日本では、このころ卵とトリ肉が物価の優等生として歓迎されています。そのわりには、ニワトリは「集団生活」を強いられるようになってしまっ、今はニワにニワトリの姿を見ることはまれになりました。かといってニワトリのいる動物園は少ないし、ニワトリの声をテレビやラジオでしか聞いたことのない子どもが増えているようで、ちょっとさみしい気もしますね。

ともあれ、よい年でありますように。



申告日程表

2日から
指定日に

昭和五十六年度分町民税、県民税の申告を一月二日から右表の日程により行います。

この申告は、みなさんの町民税、県民税、国民健康保険税の税額算定および福祉年金の受給資格算定の基礎となります。

正当な理由がなく申告されない場合は、罰則規程があるほか、必要経費や所得控除をしないで税額を決定することになりますので、申告に必要な帳簿書類等を確認し、あなたの指定日に期日厳守のうえ、必ず申告して下さい。

申告しなければならない人

- ① 昭和五十六年一月一日現在鷹巣町に住所を有する人（住民登録の届出をしていない人も、鷹巣町に住んでいる人も含みます）
- ② 鷹巣町内に住んでいないが、昭和五十六年一月一日現在鷹巣町内に事務所、または事業所を有する人

申告する必要のない人

- ① 税務署に確定申告書を提出する人
- ② 給与所得者で、職場において所得税の年末調整を行った人（ただし、給与所得以外に営業、農業、家賃、配当・利子などの所得がある人、また年末調整を行った人で医療費、雑損などの控除を受ける人は申告しなければならない）
- ③ 給与所得者（日雇、パートも含む）は、勤務先より税務課へ給与支払報告書が提出されていないと申告できない場合もありますので、勤務先へ確認のうえ、未提出の場合は至急提出するようお願いください。
- ④ 農業所得者で、集団の揚水施設

だし、給与所得以外に営業、農業、家賃、配当・利子などの所得がある人、また年末調整を行った人で医療費、雑損などの控除を受ける人は申告しなければならない（申告前に確認されたいこと）

① 給与所得者（日雇、パートも含む）は、勤務先より税務課へ給与支払報告書が提出されていないと申告できない場合もありますので、勤務先へ確認のうえ、未提出の場合は至急提出するようお願いください。

② 農業所得者で、集団の揚水施設

③ 営業所得者、農業所得者などで、収支計算書（損益計算書）で申告する方は、証明書、領収書等に基づき作成するとともに申告時には帳簿等といっしょに持参して下さい。

④ 申告にこられる方は、家族構成と五十五年中の状況（家族の勤務先や収入の状況を確認してください。（源泉徴収票等）

日 時	会 場	申 告 時 間	
		午前 9 時 ~ 正 午	午後 1 時 ~ 午後 4 時
2・3 月 火	役場大会議室	営庶業所得者で前もって申告相談の指定日を通知された人	
4 水	〃	東横町・西横町・仲町・大町	学校通・旭町・新旭町・西仲通
5 木	〃	三吉町・桜木町・元新町・栄町	花園町・末広町・米代町・新舟見町・舟見町
6 金	〃	東住吉町・西住吉町・北新町・太平町	福住町・松葉町・新松葉町・駅前・材木町
7 土	南鷹巣会館	高森岱・高村岱・西陣場岱	南鷹巣30~33区
9 月	役場大会議室	東仲通・伊勢町・東旭町	西旭町・あけぼの町・森館町・幸町・中岱
10 火	役場大会議室 役場第二会議室	高野尻・高野尻団地・掛泥 譲渡・山林所得説明会（税務署からの通知者）	掛泥
12 木	栄農協	太田	太田
13 金	〃	李岱・大沢・田沢・岩坂	摩当
14 土	二本杉会館 大畑会館	岩谷・二本杉 大畑	
16 月	田中会館	田中	新田中・南田中
17 火	上町児童館	大堤	綴子上町
18 水	〃	綴子下町	
19 木	糠沢会館	向黒沢・糠沢	糠沢
20 金	小田会館 前野会館	小田・田子ヶ沢・松原 前野団地・昭和	
21 土	蟹沢会館 緑ヶ丘会館	蟹沢 緑ヶ丘・佐助岱	
23 月	今泉センター	今泉	
24 火	前山会館	前山・黒沢	
25 水	〃	深閑・相善町	相善町
26 木	坊沢公民館	黒沢・坊沢上町	坊沢上町・羽立
27 金	〃	坊沢大町・新屋敷町	新屋敷町・街道町
28 土	中屋敷会館 坊山会館	中屋敷 四渡・坊山・湯ノ岱	
3・2 月	役場大会議室 役場第1第2会議室	湯車・川口・小ヶ田 営庶業者（白色申告者）及び資産税関係納税相談（税務署からの通知者）	
3 火	舟場会館 堂ヶ岱会館	舟場 堂ヶ岱	
4 水	沢口農協	藤株・小摩当	脇神・上野
5 木	小森会館	小森	
6 金	三ノ渡会館 役場大会議室	上舟木・明利又 営庶業者申告相談（税理士会）（税務署からの通知者）	松沢・黒森・三ノ渡
7 土	葛黒会館	中畑・大畑・与助岱	葛黒・門ヶ沢
9 月	七日市基幹	七日市1組2組・根木屋敷	七日市3組~6組
10 火	集落センター	妹尾館・品類・深沢・吉ヶ沢・下舟木	岩脇・横瀬・吉野
12 木 13 金 14 土 15 日 16 月	役場大会議室	日程表により申告できない人	



税の申告は 2月

申告相談は

申告前に

書類の確認を

すべての申告者が持参するもの

- 印鑑 □生命保険料支払証明書の領収書 □国民年金、農業者年金掛金の領収書 □医療費の領収書(通院のため要した交通費の領収書) □身体障害者手帳(身障手帳がなく、寝たきりの場合は申告時に申し出て下さい) □損害保険料領収書(火災保険、建物共済など) □火災、盗難にあった時は証明書(警察、消防署より)

- 大学生のいる家庭では在学証明書 □給与所得者は源泉徴収票(国民年金、厚生年金等各種年金の源泉徴収票も含む) □所得税の有資格者で昭和五十二年以降、家を新築、または建売住宅を購入した場合(ただし、延面積百六十五平方メートル以内のみ)は、次の書類が必要▽建築確認申請の通知書の写し▽新築家屋の登記簿謄本▽住民票の抄本▽源泉徴収票▽五十三年以上に居居した場合で、償還期間十年以上の融資を受け一年に三十万円をこえる返済金があるときは、金融機関より「住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書」

□らんを利用
して確認してく
ださい 例□

□前年までの住宅取得控除を受けている人は、税務署より送付された住宅取得控除証明書

農業所得者が持参するもの

- 農機具購入証明書(金額の多少にかかわらず必要) □農業用自動車の売買契約書 □賃耕、賃刈等の領収書 □農機具の修理費領収書 □制度資金、近代化資金および農機具の利子証明書(農協、農機具店で発行) □種苗等購入に係る領収書 □雇用費明細書(農作業毎賃金の明細) □農閑期の日雇、出稼収入のあった人は、所得税が還付される場合もありますので出稼先より必ず源泉徴収票を取り寄せて下さい。 □農業自動車任意保険領収書

営業所得者が持参するもの

- 現金出納帳(売掛、買掛がある場合は売掛帳、買掛帳) □自家消費、事業用消費の整理帳 □仕入帳(売上原価の整理) □たな卸表 □経費帳(科目毎の必要経費の整理)、租税公課、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、給料賃金、地代家賃、雑費 □減価償却資産台帳 □損益計算書

大工、左官および
日雇所得者が持参するもの

□年間の稼働日数明細書(月別、仕事先と賃金の明細)

- 大工、左官で請負仕事の場合は、□機械、器具(道具)の修理費領収書 □事業用自動車の売買契約書および燃料費、修理費、税金(自動車税、重量税)、車検経費の領収書 □請負工事毎の損益計算書 □全国建設工事業国保の保険料領収書

譲渡所得(土地建物等)を
た場合 者が持参するもの

- 譲渡した物件に係る売買契約書(または、売買価格の証明できる書類) □譲渡費用(仲介手数料、測量費等)の領収書 □取用の場合は買収通知書 □交換および代替地を受け取った場合は契約書(または覚え書) □登記が済んでいる場合は登記簿書

各種控除の説明

所得控除

総所得金額などの合計額から差し引かれる所得控除には、次の各種控除があります。

- ①雑損控除(資産について災害、盗難などにより損失を生じた時)
- ②医療費控除(一定額を超える医療費や交通費)
- ③社会保険料控除(健康保険、年金など)
- ④小規模企業共済掛金控除

⑤生命保険料(保険期間が、五年未満の生存保険などは除かれる)

⑥障害者控除(障害の程度により控除額が違います。)

⑦老年者控除(所得者本人が満六十五歳以上で、所得一千万円以下の人)

⑧寡婦控除(所得者本人が夫と死別か、夫の生死が明らかでない人で合計所得金額が三百万円以下の場合、または夫と離婚後婚姻していない人で、同一世帯の子が所得税の基礎控除額二十九万円以下の場合)

⑨勤労学生控除(所得者本人が勤労学生で、合計所得金額が五十二万円以下。うち自己の勤労による所得が十万円以下の場合)

⑩配偶者控除(所得者の妻、または夫で、自己の勤労による所得が二十万円以下の人、または自己の勤労による所得(不動産、利子配当、山林、譲渡など)だけの場合で十万円以下の人、自己の勤労による所得と勤労による所得のどちらもある場合、勤労による所得の二分の一と勤労による所得の合計額が十万円以下の人)

⑪扶養控除(所得者と生計同一の親族で、⑩と同じ所得以下の人。ただし、親族以外でも里親に移託された児童(十八歳未満)、養護を委託された老人(六十五歳以上)も控除されます。また、明治四十四年一月一日以前に生まれた人で障害者でない人は、普通の控除より大きい控除が受けられます)

⑫基礎控除 税 額 控 除

算出された税額から差し引かれる税額控除には、次の控除があります。

- ① 配当控除 ② 外国税額控除
- 所得税のみの控除
- 損害保険料控除、寄付金控除、住宅貯蓄控除、住宅取得控除

次のような所得が

税金の対象となります

息の配当（中間配当含む）、剰余金の分配、証券投資信託の収益の分配金などの配当所得（ただし、一銘柄につき一回の配当が五万円以下、年一回決算のものは十万円以下については課税されません）

〔不動産所得〕

土地、建物などの不動産、あるいは地上権、永小作権などの権利より生ずる所得（アパート、貸間是不動産所得、食事を供する下宿などは事業所得か雑所得）

〔給与所得〕

俸給、給料、賃金、歳費、恩給、年金、賞与ならびにこれらの性質を有する給与に係る所得（物または権利、その他の経済的な利益をもって収入がある場合、時価で給与とみなします。また、高齢者（満六十五歳以上で所得一千万円以

下の人）が受ける恩給や年金からは、七十八万円まで給与収入としません。

〔一時所得〕

営利を目的とした継続行為から生じた所得でなく、労務や役務に対する報酬でもない。いわゆる贈与を受けた金品、懸賞の当せん金、競輪・競馬の払戻金、生命保険金、遺失物の拾得による報労金など、一時的な性質をもっている所得（ただし、宝くじの当せん金は除かれます）

〔雑所得〕

原稿料や印税、講演料、謝金、仲介料など、事業から生じたと認められるもの以外のものや、郵便年金、生命保険年金などの所得

〔譲渡所得〕

一、総合課税の譲渡所得
事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、一時所得、雑所得の各所得と総合して税額を算定するもので、土地、建物等以外の有形、無形固定資産（機械、車両、器具、備品、水利権、漁業権、特許権、営業権など）で、取得して五年以内に譲渡した場合は短期譲渡所得、五年をこえる場合は長期譲渡所得と区分して計算されます。

二、分離課税の譲渡所得

土地、建物等の譲渡については、他の所得と分離して税額を算定し、昭和四十三年十二月三十一日以前から所有していたものの譲渡は長期譲渡所得、昭和四十四年一月一

日以後取得したものの譲渡は短期譲渡所得に区分して計算されます。（所得および税額計算らんを参照）
また、土地、建物等の譲渡には各種の特例があり、所得から一定の金額が特別控除されます。

① 長期譲渡所得 百万円

② 土地収用法などで土地、建物等を用いた場合 三千万円

③ 居住用財産（自分の住んでいる住宅、宅地）の譲渡 三千万円

④ 農地保有合理化等のための譲渡（農地管理公社への譲渡） 五百万円

その他、一年以上使用した同種の資産を交換前と同じ使用目的で等価交換した場合、また、資力をなくし滞納処分、強制執行競売などの強制換価手続きにより資産を譲渡した場合、などは譲渡所得とならない。

〔山林所得〕

山林を伐採して譲渡したり、あるいは山林を立木のまま譲渡することによって生ずる所得（分取造林契約による山林の伐採、または譲渡による分取金は、山林所得）で、他の所得と分離して税額が算定される。

〔退職所得〕

退職金や一時恩給など、退職に際して勤務先から受けるものや、社会保険制度に基づいて支給される一時金（死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人等に支給されるものは除かれる）で、他の所得と分離して税額が算定される。

〔事業所得〕
① 営業所得
卸売業および小売業、製造業、建設業、金融業および保険業、不動産業、運輸・通信業、その他の収益事業、鉱業、サービス業（旅館、クリーニング、染物、写真、理髪、美容、浴場）などの営業から生ずる所得

② 農業所得
米、麦、野菜、花、果樹、タバコなどの栽培もしくは生産または農家が兼業する家畜、家きんなどの育成、肥育、採卵または酪農品の生産などの事業から生ずる所得

③ その他の事業所得
医師、歯科医師、獣医、弁護士、税理士、作家、保険の外交員、大工、左官、茶の湯、生花または舞踊の師匠、私塾の経営者等の自由職業で、営業および農業以外の事業から生ずる所得

〔利子所得〕
公社債および預貯金の利子、合

申告書の提出期限は

3月16日です



《 所得および税額の算出方法 》

●通常の場合（総合課税）

収入金額－必要経費－専従者控除＝所得金額①
 所得金額－所得控除②＝課税される所得③×税率④＝
 所得割額⑤＋均等割額⑥＝税額

ただし、所得金額①より所得控除額②が大きく、③の所得が算出されない場合、①の所得金額と扶養家族の人数により、均等割額⑥のみの税額か、①の所得が一定額以下の場合課税されないこともあります。

●特殊な場合（分離課税）

(1)分離譲渡所得（土地建物等の譲渡）

(長期譲渡所得)

収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除（100万円）
 ＝課税される所得×税率（町、県6％）＝税額

ただし、課税される所得が4,000万円を超える時は、税額計算がかわります。

(短期譲渡所得)

収入金額－取得費－譲渡費用＝課税される所得×税率

（町、県12％）＝税額

※取得費は、収入金額の5％相当額とする。ただし、実際の取得費が5％相当を超えることを証明した場合には、その実際の取得費とする。

また税率は、長期譲渡（所得税20％、町、県6％、合計26％）、短期譲渡（所得税40％、町、県12％、合計52％）。

(2)山林所得

総収入金額－必要経費－特別控除（50万円）＝山林所得×税率＝税額

※必要経費については、昭和36年12月31日以前から所有していた山林の伐採または譲渡について、概算経費率（総収入金額－伐採費などの譲渡費用）×30％とすることができま。

※税額計算については、山林所得を5分して低い税率をかけ、それを5乗する特別な方式（5分5乗）で、税率の緩和がされています。

町 民 税 所 得 割 の 税 率			県 民 税 所 得 割 の 税 率		
課税される所得の段階区分	税 率	控 除 額	課税される所得の段階区分	税 率	控 除 額
30 万 円 ま で の 金 額	2 %	— 円	150 万 円 ま で の 金 額	2 %	— 円
30 万 円 を こ え る 金 額	3	3,000	150 万 円 を こ え る 金 額	4	30,000
45 万 円 を こ え る 金 額	4	7,500			
70 万 円 を こ え る 金 額	5	14,500			
100 万 円 を こ え る 金 額	6	24,500			
130 万 円 を こ え る 金 額	7	37,500			
230 万 円 を こ え る 金 額	8	60,500			
370 万 円 を こ え る 金 額	9	97,500			

〔参考〕

昭和55年度分適用税率

※所得割の税率は、町民税が4,900万円をこえる金額までの13段階、県民税が150万円をこえる金額までの2段階の累進税率です。

〈均等割額〉

町民税1,000円 県民税500円

納税のしくみ

みなさんの申告により税金が計算されると、納期を定めて、次の方法により納付していただくこととなります。

ます。

▽普通徴収

徴税吏員が納税者に納税の通知を行い、納税者は直接か、納税組合を通して納付していただく方法（納期は、六月より翌年一月までの四期）

▽特別徴収

所得税の源泉徴収義務者である者を、条例によって特別徴収義務者に指定し、納税者に給与の支払いをする際、徴税吏員に代って給与より税金を徴収して納付していただく方法（納期は、六月より翌年五月までの十二期）

※税金の納付については、納期限までに完納しないため督促を受け、かつその督促状に指定した納期限までに完納しない場合においては、督促手数料のほか滞納処分を受けることとなります。

また、納期前に納付した方に交付する前納報奨金や、納税組合員に交付する奨励金の制度もあります。

不服申し立て

(1)不服申し立て

賦課に違反または錯誤があった場合の救済として納税の通知を受けた日から六十日以内に、町長に対して不服の申し立てをすることが出来ます。

減 免

(2)減免

天災、その他特別の事情がある場合、貧困により生活費として公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者（倒産等により、その年の所得が皆無となった者など）が減免の申請を行い、必要と認められた時は、町県民税の軽減や免除がされます。

申告後の調査

適正な所得が申告されていない納税義務者、所得がもれている納税義務者について、税負担の公平を期するため、申告後の調査資料と突き合わせし、確認のうえ所得および税額が修正される場合もあります。

正月帰省の出かせぎ者を激励

春には元気で帰郷を

— 建設業に76%が就労 —



恒例となりました町の「出かせぎ者激励集会」が、一月四日午後一時から鷹巣公民館ホールに出かせぎ帰郷者およそ二百人が参加して開かれました。

出かせぎ者激励会は、出かせぎ者が一同に会して、就労者と町との情報交換、それに出かせぎ者同志の交歓をはかろうと開いているもので、今年で四回目になります。

集会には、町および各農協の担当職員が出席して開かれ、はじめに出川町長が「昨年は冷害に見舞われ農家の人にとっては厳しい年であった。町からの出かせぎ者も

五百五十人と推定され、町としても地場産業の発展、工場誘致など就労の機会拡大に務めているが、景気の低迷で厳しい状況にある。しかし、出かせぎ解消対策は今後も強力に推進していくとともに、みなさんの留守家族は役場職員あがて守りたい。みなさんも仕事上のケガや災害には常に注意し、春の農作業までには全員元気で帰郷されたい。」と、あいさつしました。

続いて鷹巣職業安定所所長代理と村上町議会議長が激励のあいさつを述べたあと、河田商工観光課長が出かせぎ中の注意事項や連絡事項を述べ、このあと出席者全員で乾杯。久しぶりの再会を喜びあうとともに、それぞれの職場でのできごとなどを語りあいながら、安全就労と無事故を誓い合い、帰省のひとつときをにぎやかに交歓していました。

ところで、町の出かせぎ相談所が昨年の十二月二十七日現在でまとめた出かせぎ者数(互助会加入者)は、四百二人。

地域別では綴子地区が最も多く百三十二人、以下沢口八十六人、七日市四十八人、栄四十三人、坊沢三十六人、鷹巣三十五人、七座二十八人の順となっています。

年代別では五十代が多く百七十七人で全体の四十四%、次に四十代が百十人で二十七%、四十歳以上六十五人、三十代三十五人、二十代十五人と、四十代、五十代で全体の七十一%、四%になります。

行き先別で見ますと、関東地域が二百二十二人と圧倒的に多く全体の五十五%、中京が百二十人で二十九%、関西三十八人、その他二十四人。また業種別では、建設業が三百六人で七十六%、次いで製造業六十五人、その他三十一人となっています。

事業所や宿舍の
変更は連絡を!!

出かせぎ互助会に加入した人で、届け出た事業所、住所、宿舍に変更があった場合には、すぐ町の出かせぎ相談所に連絡してください。手続きがなくなりますと、町からの広報、郷土の新聞の発送、それに連絡もできません。また万一の事故に対しても不安が残ります。

出かせぎ者でまだ互助会に入っていない人がおられますので、留守家族の人でも結構ですの、役場商工課に出かせぎ相談所に届け出て下さい。

郷土史年表

23

西 暦	年 号	事 項
一八六八	明治 一	○ 八月二十七日、南部軍の放火により、今泉村二千七戸焼失。(七座)
		○ 八月二十九日、南部軍、坊沢村に本陣を置く。退却にさいし、放火し坊沢村は灰燼に帰す。(坊沢)
		○ 八月二十九日、茂木筑後、小野寺主水の二番隊、小城藩一小隊、秋田藩矢田野民部一小隊が鷹巣村に宿陣す。須田政三郎隊(四七一名)は太田新田村に駐屯す。
		○ 鷹巣村、成田直衛が六月から十二月まで軽卒小隊司令官勤務を命ぜられ前後五度出陣す。平定後、その功労を賞して佐竹候より刀一振賜わる。
		○ 綴子村、武内成運、小荷駄方として従軍、阿仁銅山にて軍用金鑄造す。
		○ この役の久保田藩出兵 五千餘名討死 三百八十五名。
		○ 十二月、出羽を羽前と羽後に分かつ。
		○ 黒沢村当高 四十七石一斗六合
		○ 家数 二十一人 人数 九十八 馬 五十三頭
		○ 六月、版籍奉還、佐竹義堯、久保田藩地事に任命。
		○ 都を東京に定める。
		○ 九月、庶民一般に苗字を称えさせる。
		○ 七月十四日、廃藩置県を断行し、県内六郡に分画、九大区、百十六小区とす。
		○ 八月、廃刀断髪令発布す。
		○ 文部省を置く。
		○ 久保田を秋田と改称す。
		○ 五月、肝煎を廃し里正をおく、八月里正を廃す。

(続く)

産業別最低賃金が改正

県内の産業別最低賃金が、一月九日以降次のとおり改正されましたので、お知らせします。

(一) 内は、雇入れ後六ヵ月未満の者。

▽食料品製造業 一日二千八百四十円、時間給三百五十五円(一日二千六百三十四円、時間給三百三十円)

▽繊維産業 一日二千七百二十円、時間給三百四十円(一日二千五百七十三円、時間給三百二十二円)

▽木材・木製品・家具・装備品製造業 一日二千九百七十三円、時間給三百七十二円(一日二千七百四十四円、時間給三百三十八円)

▽出版・印刷・同関連産業 一日二千八百五十三円、時間給三百五十七円(一日二千六百十五円、時間給三百二十七円。清掃、片付け、その他、これらに準ずる軽易な業務も含む。)

▽機械・金属製品等製造業および自動車整備業 一日三千円、時間給三百七十五円(一日二千六百八十二円、時間給三百三十六円)

▽卸売業・小売業 ①卸売業、自

動車小売業 ①二千九百九十円、時間給三百七十四円(一日二千八百九十円、時間給三百六十二円) ②小売業 一日二千八百八円、時間給三百五十一円(一日二千七百八円、時間給三百三十九円)

町民卓球大会
参加申し込み

第十八回町民卓球大会が、一月二十五日(日)鷹巣体育館で開かれます。

種目は、▽一般男子、女子団体
▽一般男子、女子個人
▽中高男子、女子個人
▽ベテラン個人
▽ママさん個人

参加料は、無料です。

参加ご希望の方は、一月二十日まで鷹巣体育館(二一三八〇〇)、または中嶋一義(二一五〇四)へ申し込みください。

“進学ローン”
貸付利率の改定

国民金融公庫で取り扱っている“進学ローン”の貸付利率が、十一月二十八日から改定になっております。

改定前 年九・一%、改定後 年八・八%。

来春進学されるお子さまをお持ちの方は、ぜひご利用ください。

冬の交通事故防止

例年、冬は積雪や凍結によって路面が滑りやすく、車がスリップして思わぬ人身事故が起きています。

気象条件や路面の状態、交通状況等に応じ、どのような危険事態が発生するかを予測し、急激な状況変化や危険事態の発生に対して直ちに対応できる速度と方法で運転するよう、心がけてください。

●安全運転のポイント

◎発進するときは、車輪が空転しないようアクセルの踏み込みを徐々にいき、クラッチを徐々につないでゆっくり発進する。

◎ブレーキに頼らず、ハンドル操作だけで危険を避けることのできる速度で運転する。

◎後車輪が横滑りしたときは、慌ててブレーキを踏まないでクラッチを切り、ハンドルを横滑り

した方向に軽く切って修正し、静かにクラッチをつなぐようにしてスリップから立ち直る。

◎片手ハンドルを避け、正しいハンドル操作をする。

一歩行者は安全歩行に心がけよう一

冬は、積雪のため道路幅が狭くなったり、足元が不確かで機敏な行動がとれなかったりなどで、交通事故にあう危険がいっぱいです。

歩行者の皆さんは、▷信号機、横断歩道、横断歩道橋、地下横断歩道など、できるだけ安全な場所を選ぶ ▷横断中も、接近してくる車の有無を確かめながら渡ること…など安全歩行を心がけてください。

また、道路でのミニスキーやスケート遊びは、危険なので絶対にやらないようにしてください。



小学校の社会科に 「公民館」が登場



小学校の教科書が改訂になり、社会科にはじめて公民館のことがとりあげられるようになった。子どもの時から、公民館への理解を深め、新しい時代に対応する生涯学習の態度を培おうとするものである。

教科書の内容

文部省検定済教科書「小学社会」(教育出版発行)四年上は、大單元「くらしをよくする」の中で、十八頁にわたって公民館のことを書いてある。その内容を紹介すると、

○ 子ども会と公民館
町の十五の子ども会がつくっている連絡会が、公民館の世話で、

球技大会をやった。

○ 地域の人々と公民館

「わたしは、お母さんと、よく公民館で開かれる親子えい画会にいきます。」「ぼくのおじいさんは、よく、ごやしうぎをしに、公民館にいきます。などの会話から、もつとくわしく調べるため、見学に行く。

○ 公民館の見学

わたしたちは、行事の予定表をみて、地いきの人々のためにいろいろな行事が予定されていることや、たくさんあるへやが、みんなただで使えるのにびっくりしました。……とあって、行事黒板、料理講習の写真、利用状況のグラフ(昭和五十二年、相模原

市の統計)がのっている。

館長さんの「地いきの人々の長い間のねがいがある、できたものです。」「話から、公民館がどのようにしてつくられたかを調べることになる。

○ 公民館ができるまで

公民館をたてる運動を熱心にするおじいさんの話から、自由に手がかるに利用できる集会所がほしいという、多くの人々のねがいから、陳情書を出し、議会できりあげられ、五年かかって建てられたことを書いてある。

西小四年生が見学

このような学習をして、十二月二十二日、西小学校四年生三十六名が、町の公民館を見学に来て、活発に質問し、館内を見てまわった。質問の要と答(一)

○ どんな人が多く利用しているか (学習団体、定期講座)

○ どれだけの人が (昭和五十四年度 約八万一千人)

○ 図書館にはどれだけの人が (一日平均、約三十人)

○ 大きな行事は (文化祭、かきぞめ大会、成人式、学習者発表会、読書感想文発表会)

子どもたちの感想

利用する人が多くて、建物がせまくなったとお話だが、まわって見ると、意外に広く、いろいろな部屋があり、役立っていることがわかった。

毎月わたされる「すこやか通信」が、ここから出ていることをはじめて知った。

部落訪問



ふな
＝舟

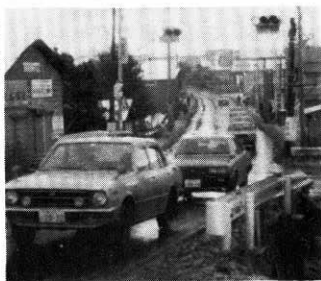
ば
場＝

米代川をはさんで、舟見町から舟場への国道一〇五号線は、道幅が狭いの交通量が多く、特に朝夕は大混雑である。

「舟場」は鷹巣橋から南の市街地から「南鷹巣」の一区画を除く一帯で現在一九〇世帯になっている。

十二月二十三日、自治会長、中島健一郎さん(元、公民館沢口分館長)宅を訪れ、この今昔を聞く。

「舟場」は文字どおり、鷹巣地方と阿仁部を結ぶ渡船場であり、また、能代から海産物を運ぶ重要な舟着き場であった。松橋栄信著「米代川の舟運」には明治二十年(一八八七)の渡し舟賃は一銭、天神まで三銭、能代まで十五銭(当時米一升七銭)と出ている。この旧家、佐藤家は、屋号を「モリの家」と称し、代々渡船業に従事していた。明治三十一年、初めて木橋がかかれたが、洪水のため流されるのが何回もあって、修復まで渡船に頼らねばならなかった。



鷹巣橋からみた舟場

昭和の初め頃、橋のそばに店が三軒立ち、店先に腰をおろして、モッキリ(一杯酒)をひっかけてゆく客の姿も見られるようになる。その頃、坂の上の松林を切り開き家が建ち、上村、下村合わせて三十数軒となる。そして、筏流しや舟運に従事してきた人々は馬車引きに転ずるようになったという。

戦後も、ここ十年ほど前から上の方に住宅が急増し、堤防ができ、浸水の心配のなくなった下にも住宅や工場が増えるようになった。

中島さんに案内され集会所に行ってみる。婦人会の人々が二十人程で、クリスマスケーキづくりをしていた。子供会をはじめ、スポーツの優勝旗やカップがたくさん並んでいた。

帰途、橋の上で車を走らせながら、アカシヤの木の間を並ぶ川端の細道を毎日歩いた小学校の頃を思いおこした。

公民館長 長崎 久



ぼくのおじいちゃんは、さとうげかびょういんに、足がいたくてにゅういんしていました。
ぼくは、おとうさんとおねえさんと、リンゴとなしをもっておみまいに行きました。おじいちゃんのびょう気は、リュウマチだそうです。早く元気になって、家に帰

ぼくのおじいちゃん

って来てほしいと言って来ました。それから七日くらいいして、おじいちゃんは大いんしてました。まだ二つのひざ下にしつぷをしています。



西小学校 2年
なりた じゅんや

年々、各種グループや○会というような会が誕生してきているようです。私もこれまで、公民館のご指導のもとに若妻活動に参加したり、家庭と職場を往復しながら、主婦として冠婚葬祭や地域の諸行事に出席する機会が多くありました。そうした中で気づいたことは、定刻通りに開



田中 成田洋子(38)

時間を守る運動を

会できる会と、常に定刻が無視されている会があって、それがはつきりしていることです。
そんなわけで、自分の職業的立場に近い会とか、趣味的なものには、少々の困難はあっても、時間のやりくりをつけて参加しましたが、オブザーバーの立場の集会には「どうせ二、三十分ぐらい遅れて始まるだろう」と、つい安易な気持を抱いてしまいました。
私は、これまで何度か遅刻して周囲の人達に迷惑をかけ、恥ずかしさに身の縮む思いをしたり、逆に待たされて、イライラした経験があります。それ以来、定刻五分前集合を心がけております。私達は今、社会生活のルールとして、

自分自身が規律ある日常生活を送るため、時間のもつ意義の重要性を考えて、もつと「時間を守る事」に留意すべきだと思えます。今後の会合には、主催者側が何時から何時までと、開会、閉会時刻をきちんと示すことも大事なことでないでしょうか。
それによって参加者の意識が「時間厳守」の方向にむいていくように思えてなりません。
生活の合理化が叫ばれて久しくなります。私達の身近な、この時間を守る運動が、全町的に展開されることを願ってやみません。また、この運動が、町づくり、社会づくりの基本となる「カギ」を握っているような気がしてなりません。

みんなの広場



あめりかせんだんぐさ

北米原産の帰化植物。大正時代に日本に入ったといわれ全国に生育している。

(理科教育センター 阿部達雄先生)

広報のしおり

成人の日 成人を祝う儀式は古くからあり、

男子は元服、へこ祝い、女子は裳着、結髪などと呼ばれておりました。江戸時代の武家では十五歳過

ぎると元服していたようですが、明治以後、徴兵制度が敷かれるようになってからは徴兵検査が成人となる目安になっておりました。現在は満二十歳になった人に「おとな」になったことを自覚してもらおうと同時に祝福する日です。町の成人式は、八月十五日が予定されていますが、独立した社会

人として最も重要なものは選挙権です。これによって国民として国政に地方自治に参加する資格が与えられますし、財産や身分についても今までの法律上の保護が取り除かれ、独立の社会人として自らの判断と責任で行動することが要求されてきます。

たかのす文芸

＝ 詩 ＝

おじいちゃんの中で

中央小学校五年 成田 真規子

とても力が強い
きん肉のかたまりのうで
いろいろな物を持ち上げられるうで
でも今は物を
持ち上げられなくなった
かなしいだろうな
早くなおるといいね

太い血管がたくさんあるうで
わたしを小さい時
だいてくれた
おじいちゃんの中で
どんなに苦勞をしてきたのだろう
おじいちゃんの顔に
苦勞が書いてあるようだ

おしらせ

五年九月生まれとなっています。受付時間は、午後零時半から一時半まで。

◇ 離乳食実習指導は、十六日(五)十五年六月生まれとなっています。時間は、午前九時半から。乳児健康相談も併せて行いますので、お子さんもお連れください。

予 防 接 種

生後三ヵ月から十八ヵ月までの乳幼児を対象に、経口ポリオワクチン(小児マヒ生ワクチン)の投与を行います。予備期間として四十八ヵ月まで投与できます。

一月の健康相談

成人健康相談は、二十八日まで。時間は、午前九時から午後三時まで。血圧測定のほか、必要に応じて尿検査も行います。

◇ 妊婦健康相談は、十九日です。時間は、午前九時から午後三時まで。おいでの時は母子手帳を忘れずにお持ちください。また、今月の母親学級は、妊婦体操と妊娠前半期の注意について。時間は、午前十時半から十一時半まで。

※場所、いずれも鷹巣公民館保健相談室です。

◇ 乳児健康相談は、十六日(五)五十

の電話番号が、七局二〇三四番から七局二五三三番と変更になりました。

「福祉年金等の受給者へ」

「定期預金の特別取扱い」

大蔵省では、十二月から改正になりました金融機関の定期預金の利率を、福祉年金等の受給者に関しては、次のような特別取扱いといたします。

受給者一人につき百万円の範囲で、▽一年未満(七・七五%)▽六ヵ月以上一年未満(六・五%)▽六ヵ月未満(三・二五%)となり、取扱いは五十六年十一月三十日まで。

特別取扱いを受ける方は、郵便局または各金融機関で預入れの金額と福祉年金証書を持参して手続きしてください。

「計量法公布三十周年記念作品の募集」

通商産業省と日本計量協会では、「計量法公布三十周年」を記念して、標語とポスターの作品募集を行います。

標語は長短自由で、はがき一枚に一句。

ポスターは、七二センチ×三六センチ(五色以内)に、「計量法公布三十周年記念日」「六月七日」の文字を入れること。適宜な標語、スローガン等を入れるのは自由。

部門は、小学生の部、中学生の部、高校生の部、婦人の部の四部門。

作品は二月二十八日まで、秋田市山王四丁目一―秋田県計量検定所へ送付してください。

善 意

▽鷹巣混声合唱団、鷹巣室内合奏団の方々から五〇〇〇円(クリスマス・コンサート)

▽伊勢町九島寮二さんから、広報たかのすに使用のカットの売上金六〇、〇〇〇円

▽鷹巣ライオンズクラブ(会長・小塚一夫)の方々から二五、五〇〇円

それぞれ社会福祉のために、町社会福祉協議会へ寄付金がありました。

ご芳志に深く感謝いたします。

香 典 返 し

このほど次のかたから、香典返しにと町社会福祉協議会へ寄付金がありました。

▽芳志に深く感謝いたします。▽堂ヶ岱(小塚京八さんから亡母キサさんの香典返し

三〇、〇〇〇円

▽掛泥(村上順一さんから亡妻妙子さんの香典返し

三〇、〇〇〇円

12月16日(12月31日)

慶弔だより

誕生おめでとうございませす

神 孝行(英雄 二男) 糠 沢
佐藤美輝子(義則 長女) 舟 場
菊地美弥子(正隆 長女) 南 鷹 巣
奈良 樹人(正人 二男) 元 新 町
三 沢 忍(幸雄 二男) 太 平 町
長谷川貴章(金男 二男) 太 田
佐藤 寿幸(芳則 長男) 糠 沢
二人の前途を祝福いたします

泉 藤 誠 子 藤 株
高 橋 富美雄 下 町
藤 田 厚 子 前 山
小 川 良 子 前 野
岩 谷 武 男 大 館 市
畠 山 まゆみ 脇 神
成 田 金 一 今 泉
工 藤 典 子 東 住 吉 町
三 沢 利 良 大 堤
近 藤 信 子 上 野
中 嶋 武 久 栄 町
後 藤 悦 子 西 仲 通
鎌 田 新 子 西 旭 町
飯 坂 美智子 能 代 市
村 上 吉 隆 掛 泥
柴 田 利紀子 阿 仁 町
神 成 小 森

おくやみ申しあげます

小塚 キサ(57歳) 堂ヶ岱
村上 妙子(49歳) 掛 泥
長 岐 カチ(77歳) 七 日 市